

令和7年度予算 ことども家庭庁概算要求の概要（抜粋）

（2）保育士宿舎借り上げ支援事業【見直し】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

- 【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村（※）
※実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。
- 【対象者】 採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士
※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
《見直し》対象期間の段階的な見直し（6年→5年）を行う。
- 【補助基準額】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額（上限）の金額を設定
- 【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

💡 Point!! 💡

本見直しは、令和3年度からの国の既定の方針（令和2年度の補助対象期間「採用から10年以内」から、毎年1年ずつ短縮（「採用から5年以内」まで））となります。見直し内容に万が一変更がありましたら、改めてお知らせいたします。

なお、本市においてもこれに準じた見直しを行う予定です。

次項に**補助対象者の早見表を掲載**しましたので、令和7年度の補助金の交付申請をされるご予定の各職員について、必ず**申請前に早見表と照合**の上、補助の対象者であるかご確認ください。

千葉県保育士等宿舎借上げ支援事業補助金

【必ず確認!!】令和7年度の補助対象者及び補助基準額等早見表

- 補助対象か否かについては、申請用エクセルファイルで自動判定できません。必ず本早見表で対象者であるかご確認ください。
- 「横軸：雇用開始年度」と「縦軸：補助開始年度」の交差する部分で補助の可否と補助基準額、補助終了年度をご確認ください。
- 誤って対象外の者を申請したことにより生じた職員の方とのトラブルについては、市は関与致しかねますので、補助対象か否かは以下の表を慎重にご確認いただき、疑義がありましたら当課までご連絡ください。
- 本表の「補助終了年度」は実際に当該年度まで補助を受けられることを保証するものではありませんので、事前に職員の方に周知いただきますようお願いいたします。（補助制度が単年度であるため、次年度以降、同様制度が継続されるかは国の方針によります。）

- 例1) 令和4年度雇用開始の方で、令和5年度から継続して令和7年度も補助を受けようとする場合
 ⇒ 横軸「R4年度」縦軸「R6年度」の交差する部分が「63,000円」なので、令和7年度も補助対象となり、補助基準額は月額63,000円となる。
- 例2) 平成30年度雇用開始の方で、令和5年度から継続して令和7年度も補助を受けようとする場合
 ⇒ 横軸「H30年度」縦軸「R5年度」の交差する部分が「対象外」なので、令和7年度は補助対象外となる。
- 例3) 平成30年度雇用開始の方で、令和元年度から継続して令和7年度補助を受けようとする場合かつ、令和元年度以降継続して同じ宿舎に入居している場合
 ⇒ 横軸「H30年度」縦軸「R元年度以前（R元年度以前から継続して同じ宿舎で補助を受けている）」の交差する部分が「82,000円」なので、令和7年度も補助対象となり、補助基準額は82,000円となる。

雇用開始年度 (R7年度における経過雇用年数)			H28年度 2016年度 (10年目)	H29年度 2017年度 (9年目)	H30年度 2018年度 (8年目)	R元年度 2019年度 (7年目)	R2年度 2020年度 (6年目)	R3年度 2021年度 (5年目)	R4年度 2022年度 (4年目)	R5年度 2023年度 (3年目)	R6年度 2024年度 (2年目)	R7年度 2025年度 (1年目)						
補助開始年度 (前年度以前から継続して補助を受けている場合における最初の補助を受け始めた年度) (補助対象の雇用年数)	R元(2019)年度以前 (雇用開始から10年目まで)	補助基準額	82,000円	82,000円	82,000円	82,000円		【対象者は、他に以下の要件を満たす必要があります。】 ・保育に従事する保育士、看護師、准看護師、保健師であること ・常勤の者（継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であること ・本人及び同居する者が別に住宅手当を受けていないこと ・所長（管理者）設置加算の対象となる施設長・園長でないこと										
		補助終了年度	R7	R8	R9	R10												
	R2(2020)年度 (雇用開始から10年目まで)	補助基準額	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円											
		補助終了年度	R7	R8	R9	R10	R11											
	R3(2021)年度 (雇用開始から9年目まで)	補助基準額	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円						63,000円					
		補助終了年度		R7	R8	R9	R10						R11					
	R4(2022)年度 (雇用開始から8年目まで)	補助基準額	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円						63,000円	63,000円				
		補助終了年度			R7	R8	R9						R10	R11				
	R5(2023)年度 (雇用開始から7年目まで)	補助基準額	対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円						63,000円	63,000円	63,000円			
		補助終了年度				R7	R8						R9	R10	R11			
	R6(2024)年度 (雇用開始から6年目まで)	補助基準額	対象外	対象外	対象外	対象外	63,000円						63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
		補助終了年度					R7						R8	R9	R10	R11		
	R7(2025)年度 (雇用開始から5年目まで)	補助基準額	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外						対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円
		補助終了年度												R7	R8	R9	R10	R11

※「雇用開始年度」は、園を運営する法人に最初に雇用された年度となります。現在の勤務先の園に勤務し始めた年度ではありませんので、異動等で勤務先の園が変わった場合も雇用開始年度は変わりません。

※「補助開始年度」は、雇用されている法人で継続して借上げ宿舎を利用（間を空けず宿舎を変更した場合も継続とみなします。）し補助を受けている場合の、最初に補助を受け始めた年度になります。

※「補助基準額」を上限に、補助対象経費の3/4を市が、1/4を法人が負担します。市の負担分は法人からの申請に基づき、補助金として交付します。

⚠️ ご注意ください! ⚠️

補助対象期間の誤りが頻発しています（宿舎借り上げ補助金）

宿舎借り上げ支援事業補助金の補助対象者の追加や、補助対象者の退職等による変更申請にあたり、特に**住民登録（住民票）の確認不足による補助対象期間の誤り**が頻発しています。以下を改めてご確認の上、申請内容に誤りがないようご注意ください。

【宿舎借り上げ補助金の補助対象期間】

補助対象となる期間は、以下の①～③の**すべての要件を満たす期間**となります

①対象者の**雇用期間**

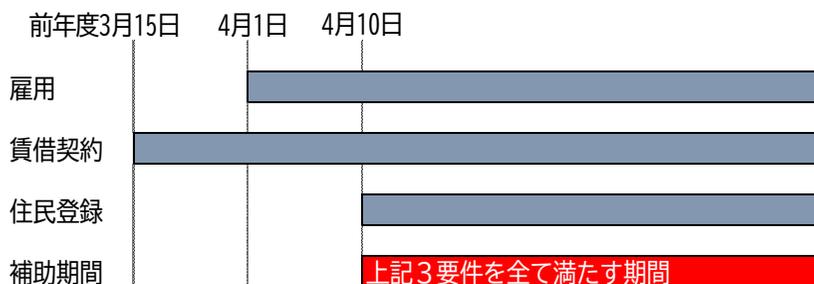
②対象者が居住する宿舎の**賃貸借契約期間**

※宿舎の借主が勤務先法人になっている必要があります。

③対象者の**住民登録（住民票）が宿舎の住所にある期間**

■補助開始日の例

以下の場合、3要件を全て満たすこととなった4月10日が補助開始日



■補助終了日の例

以下の場合、3要件を1つでも満たさなくなった11月25日が補助終了日

